

宗教的自由と憲法

——ヨーロッパ人權条約の適用事例を中心に——

大石 眞

(京都大学)

はじめに

私の報告は、「宗教活動の自由とその限界」という共通のテーマについて、主としてヨーロッパにおける最近の議論状況を紹介し、多少の検討を加えようとするものであるが、この問題に関しては、ひとまず、イギリス・フランス・ドイツといった各国憲法における問題状況を個別的に検討し、総括するというやり方が考えられよう。けれども、そういう意味における比較法的な検討は、これまでも本学会でよく行われてきたところであるので、ここではそれを繰り返すようなことは避けたい。

そこで、この報告としては、まず、ヨーロッパ諸国の各国憲法における宗教的自由の位置づけ及び国家・教会関係の憲法的類型を概観したのち、主として欧州人權保護条約における宗教関連条項のもつ保障の内容及び範囲をめぐる代表的な法的紛争を取り上げることによって、ヨーロッパ諸国における宗教活動の自由とその限界という課題に迫ること⁽¹⁾にしたいと思う。

I 欧州諸憲法における宗教的自由

一 宗教伝統と憲法原理

まず、宗教的自由の観念についていえば、日本では主として個人的自由という観点からのみ議論される傾向にあるが、ヨーロッパ諸国では、そこには集団的自由(教会の自由)と個人的自由(良心の自由)という二つの面があるという認識が有力である⁽²⁾。

いずれにしても、トルコなど一部の国を除いて、主としてユダヤ・キリスト教的伝統をもつヨーロッパ諸国の場合は、宗教的自由は、いわば「第一世代の人権」として、しかもその中心をなすものとして位置付けられている。

したがって、ヨーロッパ諸国の場合、宗教的自由の内実及びその限界という問題については、ほぼ共通した理解が存在するように思われる。だが、この点については、それぞれの国家の宗教状況のみならず、国家・教会関係の類型も大きく関係しており、必ずしも一枚岩でないことも承知しておくことが必要であろう。

二 国家・教会関係の類型

(1) そこで、ひとまず各国の国家・教会関係のあり方を確認しておこう。ヨーロッパ諸国の場合、憲法上さまざまな国家・教会関係の類型が見られるが、一般に国教制・公認宗教制・政教分離制の三者に分けられる。むしろ、こうした類型には必ずしも一致した基準があるわけではない⁽³⁾。

これを具体的にみると、国教制をとるのは、ギリシア(正教会)、デンマーク・ノルウェー・スウェーデン(福音ルター教会)及びイギリスなどであり、公認宗教制をとるものとしては、ドイツ・ポルトガル・スペインなどがある。

これに対し、オランダ・フランス・旧東側諸国⁽⁴⁾などは政教分離制をとっているが、ここに「政教分離」原則といっても、司祭給与を国費負担とする例(ベルギー・ルクセンブルク)もあれば、初等・中等教育において宗教教育を国がおこなう例(トルコ)もある。このことは「分離」のイメージを考えると、その具体的内容について充分な注意が必要なることを示している⁽⁵⁾。

(2) これらを通じてみると、伝統的な教会(キリスト教・ユダヤ教)に属する宗教については、当然のことながら、その教義内容は広く知られ、その自由も広く認められている。しかし、他方、いわゆるセクトの宗教的活動に對しては、これとは違った態度がとられる傾向にあり、しかも、とくに古典的な国教制をとっている国の場合には、刑事制裁を含む厳しい措置が見られる。

いわゆるセクトに属する宗教的活動に対するこのような制約に對して、欧州人権裁判所は、欧州人権保護条約にいう「民主的な社会において必要なもの」(九条二項)であるかどうかを審査し、宗教的自由の内実を確保しようとしている。このことは、後述の各種事例に示されているが、その検討に入る前に、欧州人権保護法の枠組みについて述べておきたい。

II 欧州人権保護法の枠組み

一 EU法とヨーロッパ法

まず、あらかじめ断っておけば、ここで取り上げるのは、ヨーロッパ連合(Union européenne)でなく、ヨーロッパ審議会(Conseil de l'Europe)の問題である。したがって本報告が取り扱うのは、EU法の内容やEU裁判所の判断ではなく、ヨーロッパ法全体の問題であり、欧州人権保護条約及び欧州人権裁判所の判断を中心とするヨーロッパ人権法(Droit européen des droits de l'homme)の内容である。

この点は、EUに加盟している一五カ国は、すべて欧州人権保護条約加盟国であるのに対し、欧州人権保護条約の加盟国は、EU加盟国のほかにトルコやロシア・旧東側諸国などを加えて現在四一カ国になっていることを思えば、はつきりするだろう。

二 欧州人権裁判所

(1) 欧州人権保護条約をめぐる事件は、従来、人権委員会・人権裁判所・閣僚委員会という複数機関によって処理されていたが、前記のように、一九九八年一月一日に発効した第一議定書によって、欧州人権裁判所に一本化して処理されるようになった。⁽⁶⁾

こうして改組された後の欧州人権裁判所の活動は目覚ましく、旧裁判所では最後の一年半に一七二件の判決があったのに対し、新裁判所は発足後の一年半で三六七件もの判決を下したといわれる。そのため「司法積極主義」といったアメリカ的な表現も見られるようになっていく。⁽⁷⁾

この新たな欧州人権裁判所は、全部で四一人の判事からなるが、個人による提訴が認められることもあって、まず、三人の判事からなる多くの委員会による事前審理があり、そのフィルターに掛けられる。次に、これを通過した事案は、原則として、七人の判事からなる四つの部会で審理され、条約違反があったかどうか判断される。違

反があると認められた場合は、国際法上の基本原則にしたがって、適当な形による損害賠償が命じられる。もっとも、判例の統一性を確保するために、場合によっては一七人の判事からなる単一の大法廷が設けられ、ここで審理されることもある。⁽⁸⁾、という。

(2) さて、伝統的に、EU条約——したがってEU法の体系——には、基本的諸権利の保護について述べた部分はなかった。しかしながら、一九九二年のマーストリヒト条約は、EUが、「欧州人権保護条約により保障され……かつ各加盟国に共通する憲法的伝統に由来する基本的諸権利を、共同体法の一般原理として、尊重する」ことを謳っている(F二条)。

そこで今日では、「欧州人権保護条約は共同体法秩序の中に市民権を見出している」ともいわれる。⁽⁹⁾ 実際、欧州人権裁判所は、最近、イギリス政府がジブラルタルにおけるヨーロッパ議会の直接選挙による投票を実施しなかったことが、議定書第三条に定められた自由選挙の権利を侵害するかが争われたマシューズ事件⁽¹⁰⁾において、共同体法の人権保護条約への適合性(conventionnalité)に対するコントロールを行う姿勢を明らかにしたところである。したがって、ヨーロッパ人権法の領域では、独自のEU法体系をもつEU加盟国においても、欧州人権裁判所の判例(解釈)が妥当する、ということになるだろう。

III 欧州人権保護条約における「宗教的条項」

一 宗教条項の内容

一九五〇年一月四日にローマで署名され、一九五三年九月三日に発効した欧州人権保護条約には、「宗教的条

項」と呼ばれているものがある。ここに宗教的条項というのは、同条約第九条の保障する「思想、良心及び宗教の自由」(liberté de pensée, de conscience et de religion)を中心とするが、これに限られるわけではない。つまり、一九五二年三月二〇日にパリで署名され、一九五四年五月一八日に発効した同条約の第一議定書第二条の定める「教育を受ける権利」(droit à l'instruction)なども、いわゆる宗教的条項の内容をなすと解されているが、これらをまず示しておけば、以下のごとくである⁽¹¹⁾。(なお、条文見出しは第一一議定書により付されたものである。)

欧州人権保護条約第九条(思想、良心及び宗教の自由)

- 1 何人も、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利には、自己の宗教又は信念を変更する自由、並びに単独に又は他の者と共同して、また公に又は私に、礼拝、教育、行事及び儀式執行によって、自己の宗教又は信念を表明する自由が含まれる。
- 2 宗教又は信念を表明する自由は、法律によって定められ、かつ公の安全、公の秩序、衛生若しくは道徳の保護のため、又は他人の権利及び自由の保護のために、民主的社会において必要とされるものの外は、制限されることはない。

同条約第一一議定書第二条(教育を受ける権利)

何人も、教育を受ける権利を拒絶されない。国は、教育及び教授に関連してとるいかなる任務を行うに当たっても、親が自己の宗教的哲学的信念に一致する教育及び教授を確保する権利を尊重しなければならない。この議定書第二条に定める教育を受ける権利は、しばしば「第二世代の人権」とされる社会的・経済的権利としても解釈されている。だが、その後段部分からは、「親の宗教的信念と教育」という文脈において、自由権として

も主張されるのである⁽¹²⁾。これは、親が、その宗教的及び哲学的信念にしたがって子の教育を行う権利をもつということを前提とし、国が教育を施すに際して、こうした親の権利を尊重すべきことを意味することになる。

このほか、人権保護条約第一四条(平等原則)も、第九条と相俟って、宗教的理由に基づく異なる取扱いの禁止を求めるという点において宗教的条項と位置づけられる⁽¹³⁾。その内容は次のごとくである。

人権保護条約第一四条(差別の禁止)

本条約に掲げる権利及び自由の享有は、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治上その他の意見、民族的又は社会的出身、少数民族に属すること、財産、門地又はその他の地位のようないかなる理由に基づく差別もなく、確保される。

なお、同条約第八条(私的な家庭生活の尊重)、第一〇条(表現の自由)、第一一条(集会・結社の自由)なども、宗教的条項に関連するものとして援用されることがある。そこで、その内容を示しておけば、以下のごとくである。

第八条(私的な家庭生活を尊重される権利)

- 1 何人も、その私的な家庭生活、住居及び通信を尊重される権利を有する。

2 法律に合致し、かつ国の安全、公の安全若しくは国の経済的福利のため、無秩序若しくは犯罪の防止のため、衛生若しくは道徳の保護のため又は他人の権利及び自由の保護のために、民主的社会において必要とされるものの外は、この権利の行使に対していかなる公権力による介入もあってはならない。

第一〇条(表現の自由)

- 1 何人も、表現の自由を享有する権利を有する。この権利には、意見を抱く自由、並びに公権力の介入を受けず、また国境にかかわらず、情報及び思想を受け、かつ伝える自由が含まれる。本条は、国がラジオ、映画又

はテレビ事業を許可制とすることを妨げるものではない。

- 2 これらの自由の行使は、責務と責任を伴うものであって、法律によって定められ、かつ国の安全、領土保全若しくは公の安全のため、無秩序若しくは犯罪の防止のため、衛生若しくは道徳の保護のため、他人の名誉若しくは権利の保護のため、秘密に受けた情報の暴露を防止するため又は司法部の権威と公平さを維持するために、民主的社会において必要とされる手続、条件、制約若しくは制裁に服することがある。

第一条(集会及び結社の自由)

- 1 何人も、平和的に集会する自由及び結社の自由を享有する権利を有する。この権利には、その利益を保護するため、他の者と労働組合を組織し、それに加入する権利が含まれる。
- 2 法律によって定められ、かつ国の安全若しくは公の安全のため、無秩序若しくは犯罪の防止のため、衛生若しくは道徳の保護のため、又は他人の権利及び自由の保護のために、民主的社会において必要であるものでなければ、これらの権利の行使に対していかなる制約も加えてはならない。本条は、国の軍隊若しくは警察又は行政府の構成員によるこれらの権利行使に対して、合法的制約を課すことを妨げるものではない。

IV 「宗教的条項」をめぐる主要事件

一 議定書第二条に関する問題

いわゆる宗教的条項の解釈・運用が問題となった事件は、教育の自由を定めた議定書第二条の解釈をめぐる問題まで含めると、これまでに数多くある。

この第二条問題をめぐる代表的事件としては、まず、デンマークの公立小学校における性教育の強制が親の宗教的信念に反するとして争われたものがある。これについて人権裁判所は、「教育の多元性」(pluralisme educatif)の要求に反するような特定の考えの押しつけでなければ、親の「哲学的信念」に反することにはならない、と判断している。⁽¹⁴⁾

つまり裁判所は、議定書第二条は宗教的・哲学的な信念を尊重しないと考えられるような特定の考えの押しつけ(endoctrinement)の目的をもつ教育を禁止するものであり、問題とされた性教育は特定の考えを押しつけるものではないので、人権条約に対する侵犯はないと判断したのである。もともと、裁判所は、教育の多元性の可能性を確保することは民主的社会の保持に不可欠であり、その尊重はあらゆる押しつけを禁ずると解している。

同様な事案として、イギリスにおける体罰関連事件がある。⁽¹⁵⁾これは、スコットランドの公立学校における規律手段として学校が体罰の権利をもつことを拒否し、出席停止処分を受けた子供の復学が認められなかった親が、議定書第二条違反を申し立てた事件である。裁判所はその主張を認めたが、ここでは議定書第二条という「哲学的信念」の意味が問題となっていた。

二 人権保護条約第九条をめぐる問題

(1) ここでは、主として直接に欧州人権保護条約第九条に対する違反が問題とされた事件のうち、とくに宗教的自由に対する侵害が問題とされたもののみを取り上げることしよう。また、最近の傾向を示すという意味から、とくに一九九〇年以後の判決に焦点を当てることにしたい。

まず、人権保護条約第九条にいう「良心の自由」との関係では、しばしば良心的兵役拒否の権利が認められるか

も問題とされる。この点については、欧州人権保護条約は、良心的兵役拒否の権利を認めていないし、兵役忌避者に課される代替義務についても、強制労働を禁止した条約第四条に違反しないと解されている。⁽¹⁶⁾

なお、前記のように、事案の処理が欧州人権裁判所に一元化されたのは一九九八年秋のことであり、それ以前には人権委員会の報告と、これをうけた人権裁判所の判決という二重の構造がみられた。したがって、一九九八年以前には、人権委員会の判断(報告)が重要な意味をもっていたことにも注意する必要がある。しかし、以下では欧州人権裁判所の判断に的を当て、しかも煩雑を避けるために、一元化される前の人権裁判所によるものも含めて、たんに「欧州人権裁判所」と一本化して表現することにした。

(2) さて、欧州人権保護条約第九条の宗教的自由の保障に対する違反として争われた主要な事件としては、現在までに、以下のようなものがある。ここでは、そうした事例を簡短に紹介しながら、問題点を検討することにする。

① 一九九〇年一月三日ダービー対スウェーデン事件⁽¹⁷⁾

これは、スウェーデン教会に所属していないフィンランド医師が、市税のうち教会の活動に充てられる教会税に相当する部分については支払義務がないとして争った事件であるが、人権裁判所は、第一議定書第一条に定める財産権の保護⁽¹⁸⁾と相俟って、所定の正当な理由なき差別を禁止した第一四条に違反すると判断し、第九条違反の問題に立ち入る必要はないとしたものである。

なお、人権委員会は、宗教的自由は、その意に反して、宗教活動に巻き込まれない自由を意味するとし、したがって、教会への税金の支払いは、その構成員でない者にとつては条約違反を形づくることを明確に述べていた。けれども、裁判所は右のように述べ、この点について判断しなかったことになる。

② 一九九三年五月二十五日コキナキス対ギリシア事件⁽¹⁹⁾

これは、「エホバの証人」の信者によるギリシャ正教会の女性聖歌隊員に対する入信勧誘行為を処罰した事件であるが、人権裁判所は、第九条の保障する思想・良心・宗教の自由が「人権条約にいう民主的社会的基礎の一つを表す」ことを明言した点において、一般に、この事件は宗教的自由の領域における初めての判決と位置づけられている。しかも、ここで人権裁判所は、当該処罰が正当な目的に出たものであることを認めつつ、民主的社會に必要な手段としては行き過ぎたものとして、第九条違反と判断した。もともと裁判所は、度を越した入信勧誘に対しては、正当に処罰しうることも、同時に認めている。

③ 一九九三年六月二三日ホフマン対オーストリア事件⁽²⁰⁾

これは、カトリックから「エホバの証人」に改宗した妻に子の監護権を認めず、元夫にそれを認めたオーストリア最高裁判所の決定が争われたという、めずらしい事件であるが(オーストリアの第一審・二審は、妻に監護権を認めていた)、これに対して人権裁判所は、「エホバの証人」信者による輸血拒否を問題視したオーストリア最高裁の決定が、宗教を理由とする不合理な差別を禁止した人権条約第一四条と相俟って、私的な家庭生活の尊重を定めた第八条に違反すると判断した。

そもそも、宗教的自由は、宗派に対する対等な取扱いをも要求する。したがって、例えば、国内法上「エホバの証人」が合法的なものであるなら、その教義である輸血拒否を理由とする異なった取扱いは、差別に当たるわけである。

④ 一九九四年九月二〇日オットー・ブレミンガー研究所対オーストリア事件⁽²¹⁾

これはオーストリア刑法違反事件で、映画館を管理する私法上の法人が上映を予告していた映画フィルムに対

し、カトリック教義に対する中傷だとして教会が差押えを求めた事件である。これに対して人権裁判所は、チロル地方における宗教の重要性を考慮し(八七%がカトリックである)、表現の自由と宗教の自由との調整が必要であるとし、他人の宗教的感情を不当に攻撃するような表現活動は認められないとして、当該フィルムの差押え・没収を認めた。

これはむしろ表現の自由(一〇条)に関するものであつて、政府当局が道徳と宗教に反すると判断した映画の差押え・没収をおこなつたという、いわば表現の自由に関する古典的な事案だと解される。そこからまた、強い批判も加えられることになる。

⑤ 一九九六年九月二六日マヌサキス等対ギリシア事件⁽²²⁾

これは、ギリシアにおいて「エホバの証人」信者四人が無許可で宗教集会を開いた事で処罰されたことを争つた事件である。ここでは前記のコキナキス事件のように入信勧誘ではなく、礼拝場所の開設についての行政側の許可権限が問題となつたわけであるが、これに対し人権裁判所は、一致して、礼拝所の開設に宗教文部大臣の許可を要求し、これに対する違反を処罰することは、礼拝・儀式執行によつて宗教を外部に示すことを保障している人権条約第九条に違反することを認めた。

⑥ 一九九六年二月一八日ヴァルサミス等対ギリシア事件⁽²³⁾

これは、ファシスト・イタリアによるギリシア進攻を忘れないように、公立学校でギリシア正教によるミサをとらなつて行われる行列行進について、エホバの証人の女生徒が、その宗教的信念に反するとして参加を拒否したため、出席停止処分を受けたことを争つた事件である。

ここでは、(a)公教育において親の宗教的信念を尊重すべきことを定めた議定書第二条に対する違反、(b)女生徒

自身の良心の自由(条約第九条)に対する侵害とが問題とされたが、人権裁判所は、「信念」とは単なる見解又は思想とは異なること、学校行事への参加義務は親の宗教的信念を害するようなものではないこと、条約第九条は一般的・中立的に適用される規律を免れる権利を保障したものではないことなどを指摘して、いずれの主張も認めなかった。

⑦ 一九九七年七月一日カラス対トルコ事件⁽²⁴⁾

これは、トルコの空軍将校の資格をもつ軍司法官が、イスラム原理主義セクトに属するとの理由で、他の将官とともに解雇されたことを不当だと争つた事件である。これに対し、人権委員会(二八人)は、一致して条約第九条違反と認定したが、人権裁判所(九人判事)は、一致して、条約違反はないという正反対の結論を出した。

こうなつた理由としては、トルコ政府が、委員会段階では防衛機密を理由として提出しなかつた資料を裁判所審理の段階では提出したため、と言われている。この資料は、原告がセクト指導者の指示にしたがい、軍の規律を乱したことを証明するものであつたらしい。

⑧ 一九九八年二月二四日ラリスス等対ギリシア事件⁽²⁵⁾

これは、ペンテコステ教会に属するギリシア空軍将校が、軍人・市民に対して入信勧誘をおこなつたため処罰された事件であり、軍内部における入信勧誘問題である点において、前記のコキナキス対ギリシア事件(一九九三年)とは異なつている。この事案に対し、人権裁判所は、入信勧誘行為について、軍人に対するものと市民に対するものとを区別し、前者については、軍内部ではその規律を保つ必要があることから条約違反はないとしたものの、後者については条約第九条違反と認定した。

⑨ 一九九九年二月一八日ブスカリーニ等対サンマリノ事件⁽²⁶⁾

これは、一九九三年七月に行われたサンマリノ共和国議会選挙法の規定により特定の宗教的宣誓——福音書に基づくもの——を強要された議員が、条約第九条違反を主張したという事件である。これについて人権裁判所は、第九条違反に当たると認定したが、その後サンマリノ選挙法の改正（一九九三年一〇月二九日）によって、すでに問題となった宣誓方式以外の方法も認められていたため、結局、サンマリノに対するサンクションは課されなかった。

⑩ 一九九九年二月一八日カジミロ等対ルクセンブルク事件⁽²⁷⁾

これは、ルクセンブルクにおいてセブンスデイ・アドベンチストの男子生徒が、宗教的理由から土曜日就学の免除を要求したが、学校当局により拒否された事件であるが、人権裁判所は、自由な宗教的実践に対する侵害だとする主張を退けている。

⑪ 一九九九年二月一四日セリフ対ギリシア事件⁽²⁸⁾

これは、ギリシア政府が同国におけるイスラム教指導者としてある人物を任命したものの、イスラム教信徒により選出された原告が、その政府任命の効力を争ったため、権限濫奪及び公認宗教の服装を着用した廉で逮捕され、有罪とされたため、条約第九条違反を主張したものである。これに対し、人権裁判所は、ギリシアにおいてはユダヤ教徒もキリスト教徒もその宗教的指導者を選出することができるのに、イスラム教徒にそれが無いのは、差別的な取扱いに当たるとする原告の主張を認めるとともに、民主的社会においては、国は宗教団体の管理の統一を確保する任務を負わないとして、第九条違反を認定した。

これは、ギリシアという本来的にキリスト教的な国におけるイスラム教指導者の指名にかかわる事案であるが、宗教的自由に集団的性格を加えた新しい事例であり、他のヨーロッパ諸国にとって、とくにそのイスラム教の地

位にとって興味ぶかい判決だと解されている。同時にそれは、民主的社会では国は宗教団体の管理の統一を確保する任務を負わないとの一般論を展開しており、国家・教会関係——とくに国教制をとる場合——のあり方を考える上でも重要である。

⑫ 二〇〇〇年四月六日トリメノス対ギリシア事件⁽²⁹⁾

これは、ギリシアにおいてエホバの証人の信者が宗教的理由によって兵役義務を拒否した廉で処罰されたが、このために公認会計士の受験資格がないとされた事件である。これに対し人権裁判所は、宗教的理由による刑罰は他の犯罪による刑罰と異なって、合理的で客観的な正当理由に欠けるとして、第九条と相俟って、第一条に対する違反を認定している。

おわりに

(1) これらの裁判例を通してみると、「エホバの証人」に関する事例が目立つこと、ギリシアを相手どったものが多いことが、強く印象に残るであろう。この現象は、同国が国教制類似の制度をとっていること、そして長い間軍事政権下にあったため、「真に民主的な政治体制」（欧州人権保護条約前文）としての経験が浅いことなどに由来するものと思われる。

また、このように、「エホバの証人」に関する事例が目立っており、これを通して宗教的自由の具体的内容が明らかにされてきたという点において、一九四〇年代のアメリカ合衆国最高裁の判例を思い起こさせるものがある。⁽³⁰⁾ その意味からすると、これら一連の欧州人権裁判所の判決は、いわゆるセクト問題への対応のあり方を示したもの

ともいえよう。

(2) しかし、これをより一般的に宗教的自由の内実という観点からみると、以上にみた欧州人権裁判所の判決は、その射程を明らかにするとともに、その限界をも具体的に示したものといえよう。

例えば、まず宗教的自由は、宗教を変える自由——いわば改宗の自由——をも含んでいるとされたが、この点については、スウェーデンにおいて、一九五〇年まで、法律によって福音ルター教会を離れる場合は、必ず他のキリスト教の教会に属することが要求されていたことが想起されよう。だが、こうした制限はここで問題とする人権条約によって法改正を余儀なくされ、廃止されたといわれる⁽³¹⁾。

他方、宗教的自由は、礼拝・教育・儀式執行・実践を通して信念を外部に表明する自由を含んでいるが(条約九条一項参照)、これには、一定の制約が課せられている(同条二項)。そこで、例えば、同じ地域の中に多数の宗教が併存しているところでは、異なった集団の利害を調整するような制限を配合すること、そして各人の信念に対する尊重を確保することが必要とされることになる。

(3) その際、当然に宗教的自由に対する一定の制約が必要になるが、これについては、基本的に、(a)制約することが民主的の社会に必要とされる正統な目的に過っているか、そして、(b)制約の内容がその目的に比例したものであるか、という枠組みで判断していることに注意する必要がある。

もちろん、この点の判断については、国家側の主張に不当な敬意を払う一方で、個人の宗教・信条の重要性に対する考慮がないとする手厳しい批判があることも、⁽³²⁾ 忘れるべきではないであろう。

(31) 以下の論述は、二〇〇〇年(平成十二年)十一月一日に開催された「宗教法学会創立二〇周年記念シンポジウム」における報告を基としてのものであるが、その論述も本誌にも基本的なその時点までの重要なものを参考にしたいことを、ここに断っておきたい。

(32) Voir André Vincent, *La liberté religieuse: droit fondamental*, 1976, p. 13.

(3) 大石眞「政教分離原則の再検討」ジュリスミテ二一九二号(二〇〇一年)九三頁以下参照。

(4) エヌトニア・スロムキヤ・ホーランドなどの旧東側諸国が政教分離制をとったのは、「ミリアントな無神論の論理的な推移」などと言われる。 Gérard Gonzalez, *La convention européenne des droits de l'homme et la liberté des religions*, 1997, p. 143 et s.

(5) G. Gonzalez, *op. cit.*, p. 144.

(6) 鈴木秀美「E.U.の欧州人権条約」比較憲法年報九二一号(一九九九年)一五頁以下参照。

(7) Jean - François Flauss, *Actualité de la Convention européenne des droits de l'homme*, *Actualité Juridique de Droit Administratif* [=AJDA] 2000, p. 526.

(8) Jean - François Renucci, *Droit européen des droits de l'homme*, 1999, p. 403 et s.

(9) Henri Labeyrie, *Droits fondamentaux et droit européen*, AJDA, 1998, p. 81.

(10) Cour européenne des droits de l'homme [=CEDH], 18 février 1999 *Mathews c. Royaume - Uni*, in: Vincent Verger, *Jurisprudence de la Cour européenne des droits de l'homme* [=Vergel], 7^e ed., 2000, p. 543; AJDA, 2000, p. 527.

なお、第一議定書第三條(自由選挙を行う権利)は、「締約国は、合理的な期間内、立法部の選出に当たって国民の自由な意見の表明を確保する条件で、秘密投票による自由選挙を実施するようを約束する」などと定めている。

(11) 元来、欧州人権保護条約には各条の表題はなかったが、第一一議定書(一九九四年五月二一日成立、一九九八年年二一月二一日発効)の規定により、他の規定と同じように、見出しが付されることになった。

(12) J. - F. Renucci, *op. cit.*, p. 132 et s.

(13) G. Gonzalez, *op. cit.*, p. 6 et s.

(14) CEDH, 7 décembre 1976 *Kjeldsen et autres c. Danemark*, *European Human Rights Reports* [=EHRR] 1-711; Vergel, p. 508.

(15) CEDH, 25 février 1982 *Cambell et Cosans c. Royaume - Uni*, EHRR, 4-293; Vergel, p. 511.

(16) J. - F. Renucci, *op. cit.*, p. 135.

(17) CEDH, 23 octobre 1990 *Darby c. Suède*, EHRR, 13-774; *Revue trimestrielle de droit de l'homme*, 1992, p. 181.

(18) 第一議定書第一条(財産権の保護)は、以下のとおりである。

「すべての自然人又は法人は、その財産を尊重される権利を有する。何人も、公益のため、かつ法律及び国際法の一般原則により定められる条件によつてしか、その財産権を奪われることはない。

前項の規定は、国が公益に従つて財産の使用を規制するため、又は租税その他の負担若しくは罰金の支払いを確保するために必要と判断する法律を施行する国の権利を害するものではない。」

- (19) CEDH, 25 mai 1993 *Kokkinakis c. Grèce*, EHRR. 17-397 ; Verger, p. 435 ; *Journal du Droit international* [=JDI], 1994, p. 790 ; AJDA, 1994, p. 30.
- (20) CEDH, 23 juin 1993 *Hoffmann c. Autriche*, EHRR. 17-293 ; Verger, p. 356 ; AJDA, 1994, p. 30.
- (21) CEDH, 20 septembre 1994 *Otto-Preminger-Institut c. Autriche*, EHRR. 19-34 ; JDI, 1995, p. 772 ; AJDA, 1995, p. 215 ; *Revue Française de Droit Administratif*, 1995, p. 1189.
- (22) CEDH, 26 septembre 1996 *Manoussakis et autres c. Grèce*, EHRR. 23-387 ; Verger, p. 438 ; JDI, 1997, p. 248.
- (23) CEDH, 18 décembre 1996 *Valsamis c. Grèce* ; *Efstathiou c. Grèce*, EHRR. 24-294 ; JDI, 1997, p. 270 ; *Jurisclasseur Périodique*, 1997, 1-4000, n. 43.
- (24) CEDH, 1 juillet 1997 *Kalaç c. Turquie*, EHRR. 27-552 ; Verger, p. 441 ; JDI, 1998, p. 204.
- (25) CEDH, 24 février 1998 *Larissis et autres c. Grèce*, JDI, 1999, p. 226. なお、本件では、人権勧告行為に関するギリシャ刑罰法苑の明らかな罪刑法定主義を定める条約第七条との関係も問題とされたが、この点は省略する。
- (26) CEDH, 18 février 1999 *Buscarini et autres c. Saint - Marin*, JDI, 2000, p. 96.
- (27) CEDH, 27 avril 1999 *Casimiro et Ferreira c. Luxembourg*, AJDA, 2000, p. 537.
- (28) CEDH, 14 décembre 1999 *Serif c. Grèce*, JDI., 2000, p. 141.
- (29) CEDH, 6 avril 2000 *Thlimmenos c. Grèce*, AJDA, 2000, p. 537.
- (30) 大石眞【憲法と宗教訴訟】(青鞞園 一九九六年)一四五一—四七五参照。
- (31) J. A. Frowein, Commentaires de l'article 9 § 1, in : L. - E. Pettiti=E. Decaux= P. - H. Imbert, *La convention européenne des droits de l'homme*, 2^e éd., 1999, p. 357.

(32) Carolyn Evans, *Freedom of Religion under the European Convention on Human Rights*, 2001, pp. 2, 200.